

水稻猪害防止事業補助金交付要領

茨城県みなみ農業共済組合

(目的)

第1 茨城県みなみ農業共済組合（以下「組合」という。）は、猪による損害を未然に防止し、良質米の生産をするために猪害防止対策を講じた組合員に対し、本要領により補助金を交付する。

(交付の対象)

第2 水稻の猪害を対象とした、下記の防除設備を設置した組合員とする。

- ①電気防護柵
- ②トタン柵
- ③鉄線柵
- ④ネット柵

(交付の条件)

第3 補助金交付申請のあった組合員で下記の要件を満たすものとする。

- (1) 設置した圃場が交付申請者の水稻共済または、農業経営収入保険(水稻)加入耕地であること。
- (2) 設置の完了を速やかに組合へ報告し、収穫前に機器の設置が組合で確認できたもの
- (3) 一世帯当り過年度も含め一回の交付とする

(交付の額)

第4 交付の額は、防除設備の設置に要した費用の4分の1を交付することとし、25,000円を上限とする。

ただし、補助金総額は予算の範囲内とし、100円未満は切り捨てとする。

(交付の申請)

第5 交付を受けようとする組合員は、領収書等の写しを添付し、交付申請書を9月末日までに組合に提出するものとする。

(交付の時期)

第6 組合は、交付申請書が提出された後に、申請者に交付する。

附 則

この要領は、平成21年4月1日から適用する。

附 則

この要領の変更は、平成24年3月2日から適用する。

附 則

この要領の変更は、平成25年4月1日から適用する。

附 則

この要領の変更は、平成26年4月1日から適用する。

附 則

この要領の変更は、平成27年4月1日から適用する。

附 則

この要領の変更は、平成28年4月1日から適用する。

附 則

この要領の変更は、平成29年4月1日から適用する。

附 則

この要領の変更は、平成30年4月1日から適用する。

附 則

この要領の変更は、平成31年4月1日から適用する。

年 月 日

茨城県みなみ農業共済組合
組合長理事 殿

住 所
電話番号
氏 名

印

水稻猪害防止事業補助金交付申請書

水稻猪害防止事業補助金交付要領に基づき、下記のとおり事業を実施したので、
補助金 _____ 円を交付されたく申請します。

記

1. 設置設備の種類 _____

2. 設置設備の詳細

商品名 (部品名)	購入額	業者名 (購入先)
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
計	円	

(注) 1. 交付申請額は設置に要した金額の4分の1とし、25,000円を上限とする。

但し、100円未満は切り捨てとする。

2. 領収書等の写しを添付する。

3. 補助金振込口座名

金融機関名		支店・支所名		口座名義人	
農業協同組合 銀行 信用金庫 信用組合		支店 支所		(フリガナ)	
				(氏名)	
口座 番号	普通 1 当座 2				